

参考

要介護認定調査委託契約書(案)

藤崎町（以下「甲」という。）と ＜ 法人名 ＞（以下「乙」という。）とは、要介護認定調査の事業の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託内容）

第1条 甲は、要介護認定調査の事業を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（実施方法）

第2条 甲は、乙に対し、調査対象者を通知する。乙は当該調査対象者に対し、要介護認定調査を実施し、その結果を受領後甲の定める期日までに甲に報告する。

また、本契約書に定めのない事項等については、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（受託者の義務）

第3条 乙は、介護支援専門員その他、介護保険法第27条第1項に基づく厚生労働省令で定める者に要介護認定調査を行わせるものとする。

2 乙は、受託業務の開始に際しては、予め要介護認定調査に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。

3 乙は、要介護認定調査に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。

4 乙は、要介護認定調査に従事する者に対し、以下の任務遂行される義務を甲に対して負うものとする。

（1） 対象者への訪問を行うとともに、要介護認定調査を適正に実施する。

（2） 速やかに甲に（1）の調査結果を報告する。

（履行場所）

第4条 乙は、甲が定める区域に住所を有する被保険者に係る要介護認定調査の事業を実施する。

（委託料）

第5条 甲は、要介護認定調査の事業の委託料として、次に定めるところにより、算定される額を乙に支払うものとする。

施設の認定調査1件あたり2,600円（税別）

在宅の認定調査1件あたり3,800円（税別）

（委託料の支払い）

第6条 乙は毎月業務終了後、甲の定める期日までに当該月の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの適正なる請求書を受領した月の翌月に、甲の定める指定金融機関において乙に対し、委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が特別に認める場合にあつては、この限りではない。

（業務実施の指示）

第9条 甲は、委託業務について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

（移動手段）

第10条 要介護認定調査に必要な移動の手段は、乙が用意するものとする。

（秘密の保持）

第11条 乙及び要介護認定調査に従事する者は、委託業務の実施に当たり業務上知り得た要介護認定調査の対象者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（事故発生時の対応）

第12条 乙は、要介護認定調査の際に、事故が発生した場合には速やかに甲、要介護認定調査の対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、要介護認定調査の対象者に対する要介護認定調査により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 乙は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

(報告書の提出)

第14条 乙は、毎月の受託業務の実施状況を甲の定める期日までに文書により甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要と認めるときには乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。

(立ち入り調査)

第15条 甲は、委託業務について、乙の事業所に対し、立ち入る調査し、必要な報告を求め、委託業務の実施について必要な指示を乙に与えることができる。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 指定居宅介護支援事業者又は介護保健施設の指定を取り消されたとき。

(2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準、又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。

(3) 不正な調査を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(疑義の解決)

第17条 本契約に定める事項その他要介護認定調査の業務上の必要な事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

(委託期間)

第18条 本契約の有効期間は、契約日から令和7年3月31日までとする。

ただし、委託期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも異議がないときは、契約期間満了の日から起算して更に同一条件をもって1年間自動的に継続するものとし、以降もまた同様とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

← **記入不要です**

(甲) 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

藤崎町長 平 田 博 幸

(乙) **< 法人住所 >**

< 法人名・代表者名 >

印

要介護認定調査委託料請求書(案)

令和 年 月 日

藤崎町長 殿

住 所
法 人 名
事業者名
代表者名

印

貴町より依頼を受けて調査した委託料について、下記のとおり請求いたします。

記

調査年月	令和 年 月分	調査件数	件	請求金額	円		
調 査 内 訳							
No.	被保険者番号	被保険者名	生 年 月 日	施設	在宅	備 考	
				(○をつける)			
1			大正・昭和 年 月 日				
2			大正・昭和 年 月 日				
3			大正・昭和 年 月 日				
4			大正・昭和 年 月 日				
5			大正・昭和 年 月 日				
6			大正・昭和 年 月 日				
7			大正・昭和 年 月 日				
8			大正・昭和 年 月 日				
9			大正・昭和 年 月 日				
10			大正・昭和 年 月 日				
内訳	施設	名	× @2,600円	× 消費税	=	円	
	在宅	名	× @3,800円	× 消費税	=	円	
	合計	名			=	円	

【委託料振込先】

- 金融機関名 _____ ・ 支店名 _____
- 口座番号 普通 ・ 当座 No. _____
- フリガナ _____
- 口座名義 _____